

アイルランドにおける「婚姻制度の保護」と社会保障法

—1985年社会福祉（第2号）法に関する裁判例を手掛かりに—

佐賀医科大学一般教育 増田 幸弘

How laws of social security and social services are formulated has significant bearings on how families are, and *vice versa*, in a given society. In the Republic of Ireland, Article 41 of its Constitution, which prescribes the relationship between state and family, has continued to have a strong impact on the government's legal policy about social security and social services. In this paper, I shall discuss how Article 41 is reflected in Ireland's system of income security by way of case study. It is hoped that this will form part of the basis for an overall discussion of the system of laws governing social security and social services in Ireland.

- 一 はじめに
- 二 社会保障の分野における男女平等原則とアイルランド法の対応
- 三 1985年社会福祉（第2号）法と「婚姻制度の保護」に関する裁判例
 - （一） Hyland 事件
 - 1 79年第7号指令と失業扶助の算定方法の変更
 - 2 高等裁判所が提示した判断枠組
 - （二） Healy 事件
 - 1 社会福祉法の改正と障害者扶養手当
 - 2 争点と判旨
- 四 検討
- 五 小括

一 はじめに

一国の社会保障・社会福祉制度の在り方と、（非市場的な社会関係という性格を有する）家族に関する法政策とは、密接な関係にある。アイルランド共和国（以下、「アイルランド」と略）においても、憲法の家族条項たる第41条が、同国の社会保障・社会福祉の法と法政策に大きな影響を与えてきた⁽¹⁾。

アイルランドの現行憲法 (*Bureacht na h ireann* : 以下、「憲法」と略) の第41条は、3項にわたってアイルランドの家族政策に関する基本理念および国家による婚姻制度の保護を、次のように定めている⁽²⁾。

同条第1項は、第1号においてアイルランド社会における家族の位置付けを示し、第2号において国家による家族の保護を謳う。続く第2項では、第1号で家庭内の存在としての既婚女性の位置付けを強調した上で、第2号において、国家は、母親 (*mothers*) が経済上の必要から家事を怠って就労することがないように努めなくてはならないものとする⁽³⁾。

また、第3項第1号では「国家は、そこに家族が基礎付けられるところの婚姻制度を、特別な注意をもって保護し、かつ攻撃からそれを守ることを誓約する」⁽⁴⁾ことが宣言され、更に同項第2号および第3号において、離婚を承認する国内法の制定の禁止および国外での離婚に関する規定が設けられている⁽⁵⁾。

このような憲法第41条の各項の中で、特にアイルランドの社会保障法体系における所得保障法制の在り方に対して直接の影響を及ぼすものとして、第2項⁽⁶⁾と第3項を挙げることができる。

本稿では以下、アイルランドの社会保障・社会福祉の法と法政策を考察する際に必要となる基礎的な作業として、憲法第41条第3項が争点となった高等裁判所 (*High Court*) の裁判例を素材に、アイルランドにおける婚姻制度の保護の理念と所得保障法制の在り方との関係を検討して行くこととする。

ところでこの事件は、E C加盟を契機に実施された所得保障法制の改正に伴い生じたものである。そこで次節において、まず問題の所在を明らかにするために、E C指令に対するアイルランド法の対応について概観する。

(1) この点につき、Duncan, W., *The Child, the Parent and the State, in LAW AND SOCIAL POLICY, id. (ed.)* (1987); 拙稿「アイルランドにおける家族概念から生じる諸問題と家族の自律について」*法学研究*・65巻12号 (1993); 同「アイルランドにおける女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の展開」*海外社会保障情報*・117号 (1996) を参照。

(2) 憲法の家族条項につき、拙稿 前掲註(1)(1993) を参照。

(3) Art.41.2.2 provides : "The State shall, therefore, endeavour to ensure that mothers shall not be obliged by economic necessity to engage in labour to the neglect of their duties in the home."

(4) Art.41.3.1 provides : "The State pledges itself to guard with special care the institution of Marriage, on which the Family is founded, and to protect it against attack."

(5) 離婚の禁止に関する条項については、後述のように1995年11月に実施された国民投票の結果、離婚の自由化に向けて改正されることとなった。

(6) 第41条第2項と女性労働に関する法政策との関係につき、拙稿前掲註(1)(1996)

30頁; Casey, J., CONSTITUTIONAL LAW IN IRELAND 495, 522 (2nd ed. 1992) を参照。

二 社会保障の分野における男女平等原則とアイルランド法の対応

現代福祉国家の原点であり、わが国でも常にその社会保障の法と法政策の動向が注目され続けている英国における社会保障制度は、周知のように1942年のベヴァリッジ報告 (William Beveridge, SOCIAL INSURANCE AND ALLIED SERVICES) を基礎として基本的な制度設計がなされた。

第二次世界大戦後の英国福祉国家の基本プランとなったこのベヴァリッジ報告が想定していた「家族」観とは、「扶養者たる男性」と「被扶養者たる女性」という性別役割分業に基づくものであった⁽⁷⁾。英国の社会保障法制が有するこのような性格は、アイルランドの社会保障法の在り方にも大きな影響を及ぼすところとなった。

一方、アイルランドはかつて英国の植民地であり、1922年に「アイルランド自由国」の名称の下に自治権を獲得した。その後、1937年に新たな憲法が制定され、英国からの独立を果たした。自治権獲得に際して英国の統治下で形成された法体系や行政機構を受け継いだという歴史的な経緯から、独立後のアイルランドにおける社会保障制度は、英国に対する政治的な敵意や経済構造の相違、(英国と比較して) 低い所得水準にもかかわらず、英国の動向に影響を受けてきた⁽⁸⁾。

現代アイルランドの社会保障法体系の中で、現在に至るまでの所得保障法体系の基礎となった1952年社会福祉法 (Social Welfare Act 1952 : 以下、「1952年法」と略) は⁽⁹⁾、社会福祉省 (Department of Social Welfare) が1949年に提出した白書において詳述された政府案に基づいて作成された⁽¹⁰⁾。この1949年白書の最大の特徴は、ベヴァリッジ報告との類似性にある⁽¹¹⁾。

すなわち同白書では、①社会保険を中軸に国民扶助と任意保険とを補完的に組み合わせるといふ英国型の社会保障システムの基本構造が採用されるとともに⁽¹²⁾、②具体的なスキームの内容もベヴァリッジ報告とほぼ同一のものが導入されている。ベヴァリッジ報告が想定した家族のモデルにおける、被扶養者としての女性の在り方もまた同白書に踏襲され、アイルランドの所得保障法制に反映された。

しかし1978年12月に至り、社会保障の分野における男女平等原則の漸進的確立に関するEC指令 (Council Directive 79/7/EEC : 以下、「79年第7号指令」と略) が制定された。社会保障における男女平等に関してはじめて施行された共同体法と位置づけることのできる同指令は⁽¹³⁾、6年の猶予期間をおいて1984年12月に

発効した。これに伴い、締約国には同指令違反の法規の是正措置を講じる義務が生じた。

この79年7号指令に基づき、英国同様アイルランドにおいても1985年以降、順次、社会福祉法（Social Welfare Acts）の改正が行われた⁽¹⁴⁾。一連の法改正により、社会福祉法における性別や婚姻上の地位を理由とする男女間の差別的な取扱いの是正が図られた。この結果、アイルランドの所得保障法制における男女間の差別的取扱いの問題は、大筋において解消されることとなった⁽¹⁵⁾。

しかしこの法改正により、いくつかの法的問題が生じた。具体的には、①アイルランドの所得保障法制における是正措置が、79年第7号指令の発効後相当期間を経過した後に講じられた点⁽¹⁶⁾、②改正後もなお（直接的・間接的）差別を生じる幾つかのスキームが存在していた点⁽¹⁷⁾、および、③失業扶助の支給額の算定に際して夫婦を単位とする法政策を選択した点、をめぐり裁判で争われた。

①および②に関する検討は別の機会に譲り、本稿では以下、③に関する代表的な裁判例である Hyland 事件および Healy 事件を取り上げることとする。

- (7) Lewis, J., WOMEN IN BRITAIN SINCE 1945 21 (1992) ; O'Donovan, K. and Szyszczak, E., EQUALITY AND SEX DISCRIMINATION LAW 164 (1988). 戦後における英国の所得保障制度における女性労働者の処遇上の問題点とその改善過程を検討する邦文文献として、高島道枝「イギリスの女子労働と社会保障：所得保障に限定して」季刊社会保障研究・27巻1号（1991）を参照。
- (8) Kaim-Caudle, P. R., THE SOCIAL POLICY IN THE IRISH REPUBLIC 42 (1967) .
- (9) アイルランドの社会保障法体系において、「社会福祉（social welfare）」という用語を用いる場合には、一般に所得保障関係を指す。なお、本稿では以下、「社会福祉法」と用いる場合には、制定法たる社会福祉法（Social Welfare Acts）を指すものとする。この社会福祉法に関する行政は、現在に至るまで1947年に設立された社会福祉省が管轄している。
- (10) Department of Social Welfare, WHITE PAPER CONTAINING GOVERNMENT PROPOSALS FOR SOCIAL SECURITY (1949) .
- (11) 同白書につき、拙稿「アイルランド共和国社会福祉省1949年白書における問題点：ディグナン博士による批判をめぐって」法学政治学論究・8号（1991）を参照。
- (12) 社会保険は、初期の英国型社会保障の特色である、均一拠出・均一給付（flat rate）方式が採用された。同白書において、この方式を採用すべき理由として、保険技術上の諸問題とともに、アイルランドにおいて市民の大多数が信仰するキリスト教の原理にかなうものであり、1937年憲法で宣言されている家族の在り方の思想にも適合する、という点が挙げられていることが注目される（*supra*, note (10), at 18-9）。
- (13) Luckhaus, L., *Changing Rules, Enduring Structures*, 53 *Modern Law Review* 655, 655 (1990) ; McMahon, B. and Murphy F., EUROPEAN COMMUNITY LAW IN IRELAND 503-7 (1989) .

- (14) Soharb, J.A., *An Overview of the Equality Directive on Social Security and its Implementation in Four Social Security Systems*, 4 *Journal of European Social Policy* 263 (1994). なお、英国の法的対応に関する見取り図を提供する文献として、Hoskyns, C. and Luckhaus, L., *The European Community Directive on Equal Treatment in Social Security*, 17 *Policy and Politics* 321 (1989) が参考となる。また邦文文献として、竹中康之「EC社会保障における男女平等原則：理事会命令の概要と構成国（イギリス）の社会保障制度への影響」海外社会保障情報・89号（1987）を参照。英国の1975年社会保障法と79年第7号指令との抵触問題が、EC裁判所において争われた事件（Drake事件）を手掛かりに、社会保障法における男女平等の現代的意義を検討する邦文文献として、高倉統一「イギリス社会保障法における「妻」の地位とEC法における「男女平等待遇原則」に関する判例」九大法学・62号（1991）を参照。
- (15) この点につき、拙稿前掲註(1)(1996) 32頁以下を参照。
- (16) *Teresa Tate v. Minister for Social Welfare and Attorney General* [1995] I.L.R.M. 507.
- (17) *Ann Cotter v. Minister for Social Welfare and Attorney General*, unreported, High Court, 10 June 1988.

三 1985年社会福祉（第2号）法と「婚姻制度の保護」に関する裁判例

（一） Hyland 事件

1 79年第7号指令と失業扶助の算定方法の変更

前述の1952年法を基礎に形成されたアイルランドの所得保障法体系の下では、既婚女性に対して無拋出制の失業扶助（Unemployment Assistance）⁽¹⁸⁾ の受給資格が認められるのは、配偶者が身体的または精神的な障害により自活不能である場合に限定されていた。このような、既婚女性は原則として夫の被扶養者（adult dependant）たる地位に置かれるという規定の存在は、既婚女性は基本的に労働市場に参入しないことを前提としていたものであると言い得る。

しかし、既婚女性に対してのみ特定の受給要件を課す社会福祉法上の規定は⁽¹⁹⁾、79年第7号指令に反することとなる。このためアイルランド政府は、男女の受給資格を平等化するための措置を講じた⁽²⁰⁾。その結果、既婚女性も配偶者の自活能力を問われることなく失業扶助を受給することが可能となった。このことは、既婚女性に対する（個人の）受給権の保障が確立したことを意味する。

その一方において、一国の失業扶助の受給権者は増加することとなる。すなわち、アイルランド国内の社会保障政策の観点から見た場合、法改正により財政支出が増大する可能性が生じた。失業給付の受給資格を平等化することを主たる目的として制定された1985年法に、次のような形で第12条(4)の規定が導入されたことは、政府がこの財政支出の増大を回避するための政策目的を有していたものと

解されている⁽²¹⁾。

この1985年法第12条(4)は、同居中の夫婦（*married couple who are living together*）の両者が、ともに拋出制または無拋出制の所得保障給付の受給者であり⁽²²⁾、加えて夫婦の一方または双方が失業扶助を受給する場合、夫婦に対する給付総額に一定の上限を設定し、それを超過した場合には失業扶助の給付額は減額される旨を規定した。

すなわち、EC加盟に伴う締約国の義務として行われた法改正により、失業扶助の受給権は（配偶者の有無や性別を問わず）常に個人に対して保障されることとなった。それとともに、アイルランド国内における社会保障財政の問題に配慮した立法政策により、失業扶助の申請者が既婚者である場合には、いわば夫婦を単位として給付額が算定されることとなった。

2 高等裁判所が提示した判断枠組

失業扶助の算定方法の変更に伴い、当然ながら従前の算定方法と比較して不利益を被る受給権者が生じることとなる。このような効果をもたらす社会福祉法上の規定の合憲性が争われたリーディング・ケースとなったのが、Hyland事件の高等裁判所判決である⁽²³⁾。本件の概要および判旨は、次の通りである。

1985年法の施行により、失業扶助の給付額が1週あたり70ポンドから28.67ポンドへと切り下げられた原告（Patrick Hyland）は⁽²⁴⁾、社会福祉省による給付額の決定を不服として、高等裁判所に以下の申立てを行った。

①1985年法第12条(4)が違憲であることの確認判決（*declaration*）の請求。

②1985年法第12条(4)に基いて原告に対してなされた失業扶助の給付額の決定を破棄するよう国に命ずる、移送命令の決定（*Order of Certiorari*）の請求。

③1985年法第12条(4)が存在しない場合に原告が得るべき失業扶助の給付額と、原告に対して現になされた給付額との差額の支払いを行うよう国に命ずる、職務執行令状の決定（*Order of Mandamus*）の請求。

④原告の憲法上の権利を国が侵害したことに対する損害賠償の請求。

原告は請求の原因として、婚姻関係にある妻と同居していることを理由に、原告に対する失業扶助の給付額が切り下げられる社会福祉法上の規定は、国家に「婚姻制度の保護」の義務を課す憲法第41条第3項第1号に反するという点を挙げている。すなわち、原告の主張は前述の憲法第41条第3項第1号の国家による「婚姻制度の保護」⁽²⁵⁾をその根拠とするものである。

加えて原告は、弁論の過程において *Johnston v. Chief Constable R.U.C.* 事件⁽²⁶⁾ および *Defrenne v. Sabena* 事件⁽²⁷⁾ を引用し、本件は婚姻上の地位（*marital status*）

による差別にあたり、E C指令に違反すると主張した。

一方、国側は反論として、原告が失業扶助の給付額の問題のみを取り上げ、それ以外の（婚姻制度の保護に対して経済的な観点から有利に作用する）扶養および所得保障の諸制度やその運用実態を無視している点を指摘した。また、原告が1985年法第12条(4)が違憲であることの根拠として憲法第41条第3項第1号違反を挙げたことについては、立法政策として婚姻制度の保護以外にも勘案すべき他の諸事項が存在していた点を重視すべきである旨の主張を行った。

更に、本件において争われている問題は原告の性別如何にかかわらず生じるものであり、E C指令に違反するものではないと反論した。

Barrington 裁判官は、原告の訴の利益（locus standi）を認めただうえで、上記の争点につき以下のような判断を示した。

第一に、本件がE C指令における性差別にあたるか否かという点については、傍論において国側の主張を認め、E C指令が背景にあるにせよ本件は同指令にかかる問題ではなく、アイルランド法の諸原則にしたがって判断するとの立場を明らかにした。

第二に、1985年法第12条(4)は憲法第41条第3項第1号に違反するとの判断を示した。Barrington裁判官は、本件と関連する裁判例として、所得税の算定方法が婚姻関係にある夫婦に対して不利益に作用する点が争われた *Murphy v. Attorney General* 事件の最高裁判所判決⁽²⁸⁾を挙げた。その上で、この判例の判決理由（ratio decidendi）において示された判断方法に倣い、1985年法第12条(4)について、憲法第41条第3項第1号により国家に課せられた「婚姻制度を特別の注意をもって保護し、かつ攻撃からそれを守る」ものであるか否かのテストを行った。

この結果、「特別の注意をもって（with special care）」という文言は国家に対して非常に重い責任（a very heavy responsibility）を課すものであるという認識に立ちつつ、1985年法第12条(4)は憲法第41条第3項第1号に違反するとの解釈を示した。

第三に、失業扶助制度の立法政策における憲法第41条第3項第1号と同第2項第2号との関係については、第3項第1号に優越的な価値を認め、国側の主張を斥けた。

その理由として、第3項は国家による現実的な誓約（positive pledge）を含むものであるのに対して、第41条第2項第2号が国家に課す義務⁽²⁹⁾は、重要ではあるものの、不完全債権債務関係に関する義務（a duty of imperfect obligation）であると解され、それをもって国家が第41条第3項の誓約を破ることを正当化することはできない、との見解を提示している。

以上のような形で、高等裁判所は1985年法第12条(4)が憲法に違反するとの法的

判断を下した。同事件は最高裁判所（Supreme Court）に上訴されたが、高等裁判所において示された Barrington 裁判官の判断枠組が支持された⁽³⁰⁾。

(18) アイルランドの失業扶助スキームは、1933年に制定された失業扶助法（Unemployment Assistance Act 1933）により確立され、当初は通商産業省（Department of Industry and Commerce）の管轄の下に置かれた。同法は、1952年法により若干の修正を加えられた上で、所得保障法体系を構成するスキームのひとつとして機能することとなった。1952年法に至るまでの失業扶助スキームの沿革につき、以下参照。Farley, D., SOCIAL INSURANCE AND ASSISTANCE IN IRELAND (1964), ch.7 ; O'Sullivan, J., *Social Insurance and Assistance in Ireland*, in PUBLIC ADMINISTRATION IN IRELAND Vol. III , King, F. (ed.) (1954).

(19) Social Welfare (Consolidation) Act 1981, s.2(1).

(20) Social Welfare (No.2) Act (Commencement) Order 1986.

(21) Cousins, M., *The Treatment of Households in the Irish Social Security Code*, 15 Journal of Social Welfare and Family Law 3, 8 (1993); Whyte, G., *Social Welfare Law: The Cohabitation Rule*, 11 Dublin University Law Journal 187, 188 (1989).

(22) 同項では、所得保障給付として以下の諸給付が列挙されている。

障害給付（disability benefit）、抛出制の失業給付（unemployment benefit）、労働不能年金（disablement pension）、抛出制の老齢年金（old age (contributory) pension）、老齢年金（old age pension）、退職年金（retirement pension）。

(23) Patrick Hyland v. Minister for Social Welfare, [1989] I.L.R.M. 196.

(24) 原告は既婚男性であり、妻と子ども1人と同居していた。原告の妻が失業給付を受給していたことから、社会福祉省は1985年法第12条(4)に基づき、原告の失業扶助に対する給付額の切り下げを決定した。

(25) 前掲 註(4)

(26) [1986] 3 C.M.L.R. 240.

(27) [1978] E.C.R. 1365.

(28) [1982] I.R.241.

(29) 前掲 註(3)

(30) [1990] I.L.R.M. 213.

(二) Healy 事件

1 社会福祉法の改正と障害者扶養手当

Hyland 事件と同じく、無抛出制の所得保障給付の算定方法の在り方がアイルランド国家による婚姻制度の保護の義務の問題として争われたケースに、次の Healy 事件⁽³¹⁾がある。本件の事実関係は、以下の通りである。

Healy 事件の原告は、2人の子どもを有する婚姻関係にある妻（X）と夫（Y）

である。失業中のYは、失業扶助を1週あたり79.90ポンドを受給しており、そこには家族に対する増額分（被扶養者たるXおよび子ども2人）が含まれていた。一方、Xは精神分裂病に罹患したことから、1970年保健法に基づき支給される障害者扶養手当（disabled person's maintenance allowance）を受給していた⁽³²⁾。なお、X・Y夫婦には、国からの所得保障給付以外に収入はなかった。

しかし1985年法の施行に伴い、同手当の受給者たるXは社会福祉法上、Yの被扶養者たる地位を失うこととなった⁽³³⁾。そのため、原告夫婦に対して支給される所得保障給付の総額は、同法施行以前と比較して減額されることとなった。

その後Xに対しては、障害者扶養手当の打ち切りとともに、再びYの社会福祉法上の被扶養者と認定された旨の通知がなされた。更にいくつかの経緯を経て、訴が提起された時点においては以下のような状況となっていた。

Yについては、1週あたり失業扶助46.20ポンドが給付されていた（同扶助の最高額である36.60ポンドに加え、子ども2人についての増額19.20ポンド）。一方、Xについては、1週あたり障害者扶養手当53.75ポンド（同手当の最高額44.50ポンドと、子ども2人についての増額18.50ポンドの合計額）の受給要件を満たしていたところ、Yに対する給付額との関係で11.65ポンド減額され、42.10ポンドが支給されていた。

1984年障害者（扶養手当）規則（以下、「1984年規則」と略）⁽³⁴⁾はその第4条前段において、同扶助の支給額決定に際して、申請者本人・申請者の配偶者・増額の対象者の所得を勘案する旨を規定している。また同条後段は、補足福祉手当（supplementary welfare allowance）のほか、社会福祉法に基づき支給される給付・扶助・被扶養者に関する増額により生じる、すべての所得を支給額の決定の際に考慮するものと規定している。Xに対する手当の減額は、この第4条の解釈に基づく措置としてなされたものであった⁽³⁵⁾。

すなわち、同規則第4条が存在しないものと仮定した場合、Xが受給することのできる手当の額は1週あたり53.75ポンドとなる⁽³⁶⁾。この額に、Yに対する失業扶助の給付額を加えると、この世帯に対してなされる所得給付の合計額は、1週あたり99.95ポンドとなる。ところで、当時、Xと同じ世帯構成（夫婦と子ども2人）の場合、障害者扶養手当の支給額の上限は88.30ポンドであった⁽³⁷⁾。そのため同手当を管轄するヘルス・ボードは、Xに対する給付額を11.65ポンドを減額することにより、X・Y夫婦が受給する所得給付の合計額を88.30ポンドに調整した。

X・Y夫婦は、ヘルス・ボードによる支給額の決定を不服として、高等裁判所に対して司法審査手続（judicial review）の申立てを行った。

2 争点と判旨

本件において原告が主張したのは、次の3点である。

- ① Yに対する障害者扶養手当の給付額の上限を超えたことをもって、XとYへの給付総額を減額するべきではない。また、1984年規則第4条の解釈として、Yの失業扶助を同条における所得と見なすべきではない。
- ②ヘルス・ボードの決定は、憲法第41条第3項第1号に反する。
- ③ヘルス・ボードの決定は、E C指令の男女平等原則に反する。

一方、国側は次のように主張した。

- ①障害者扶養手当はXとYの両者が一体として得た所得総額（total income which husband and wife as a unit recieved）が、Yに対する給付額の上限を超えないように算定されなくてはならない。また、社会福祉法に基づきYが受給する所得保障給付または扶助は、1984年規則第4条の所得に含まれる。
- ②このケースは、原告の性別如何により差異を生じる問題ではないことから、E C指令に違反するものではない。
- ③国はXの憲法上の権利を侵害していない。その理由として、以下の2点が挙げられている。

(i) 寡婦年金・遺棄された妻に対する手当（deserted wife's allowance）・囚人の妻に対する手当（prisoner's wife's allowance）など、既婚者のみに受給資格が付与される諸給付が存在すること、および、

(ii) 所得税の在り方をめぐり争われた Murphy v. Attorney General 事件は、所得保障給付に関する本件とは事案を異にするものである（Murphy事件の判断枠組を用いたHyland事件の判旨には倣うべきではない）。

これに対して、高等裁判所の Keane 裁判官は以下のように判示した。

第一に、1984年規則第4条の解釈として、Yの失業扶助はXについての増額分を除きYの所得に含まれないものとした。

これは、第4条後段を、社会福祉法に基づき支給される所得保障給付を含むとする所得に関する規定は、同条前段における申請者本人の所得のみに関するものである、と解することから導かれたものである。

第二に、Hyland事件におけるBarrington裁判官の判示における理由付け（reasoning）を採用して、本件における1984年規則の適用方法は、憲法第43条第3項1号に反するとの判断を示した。

すなわち、所得税制について争われた Murphy 事件は社会保障制度に関する裁判の先例たり得ない、との国側の主張は斥けられた。

第三に、以上のことから、原告が主張したE C指令違反の問題については、本件においては（もはや）論ずる必要がないものとした。

以上の理由から、高等裁判所は本件について次の確認判決を行った。

①Xは、障害者扶養手当の最高額に、子ども2人についての増額分を加えた額を受給する資格を有する。

②Yは、失業扶助の最高額に、子ども2人についての増額分を加えた額を受給する資格を有する。

③ヘルス・ボードは、Yが受給資格を有する失業扶助の（Y本人分の）額、またはYが受給資格を有する2人の子どもについての諸手当を参照することをもってXに対する障害者扶養手当の給付額に上限を設けることはできない。

前述のとおり、婚姻関係にある夫婦に対する所得税の在り方が争われた Murphy 事件において裁判所が判断の根拠としたのは、憲法第41条第3項第1号の存在であった。同事件で示された判断の枠組は、所得保障制度の事案である Hyland 事件の高等裁判所判決においても先例となる価値を認められた。続く本件でもこの立場が踏襲され、所得保障制度の在り方の判断基準に憲法第41条第3項第1号のテストを用いることが改めて確認された。

(31) *Jacinta Healy and Michael Healy v. The Eastern Health Board, The Minister for Health and The Attorney General*, unreported, 11 March 1988.

(32) Health Act 1970, s.69 provides : "A Health Board shall provide for the payment of maintenance allowances to disabled persons over sixteen years of age where neither the person nor person's spouse (if any) is able to provide for his maintenance."

(33) 79年第7号指令に伴う法改正により「被扶養者」の定義が変更され、「全面的にまたは主として〔受給者に〕扶養される者（'wholly or mainly maintained by that person'）」となった（Social Welfare (No.2) Act 1985, s.3.）。しかし障害者扶養手当の受給者については、社会福祉法上の被扶養者とはみなさないと例外規定が設けられた(*id.*)。

(34) Disabled Person (Maintenance Allowances) Regulations 1984.

(35) 後述のように、第4条の後段の（社会福祉法に基づき支給される所得保障給付を含むという）所得概念が、同条前段における申請者本人のみに関するものなのか、あるいは配偶者その他をも対象とするものなのか争われた。

(36) Disabled Person (Maintenance Allowances)(Amendment) Regulations 1987.

(37) *Id.*

四 検討

以上のように、アイルランドでは Hyland 事件と Healy 事件を通じて、既婚者が

配偶者と同居していることを理由に給付額が切り下げられる無拋出制の所得保障スキーム（およびその運用方法）は、憲法が保障する国家による婚姻制度の保護に反するものであるとの法的評価が確定するに至った。

これを受けて、政府は後述のように1989年に法改正を行なった。その結果、婚姻外同棲のカップルに対する給付についても、既婚者の場合と同様に給付額に上限が設けられることとなった。

ところで、両判決と判決後の政府の対応を社会保障法学の観点から見た場合、その特徴として次の3点を挙げることができる。

第一点目は、両判決における79年第7号指令第4条第1項（性差別の禁止）の位置付けの問題である。

この点に関して、Hyland 事件の高等裁判所判決では、提起された事案はE C指令における性差別の問題にはあたらないとの見解が示された。これは、79年第7号指令第4条第1項の文言の解釈として首肯できるものである。なぜならば、同項の規定により禁止されている差別とは、単に婚姻上の地位にかかる差別ではなく、婚姻上の地位を口実とした性差別であるものと解されるからである。実態面から見た場合、このケースが79年第7号指令における間接差別（indirect discrimination）に当たる可能性があることも指摘されている⁽³⁸⁾。しかし、同指令違反の根拠となる間接差別の存在を立証することは困難を伴うであろう⁽³⁹⁾。

一方、Hyland 事件の判断枠組を用いた Healy 事件では、提起された事案についてまず憲法第41条第3項第1号のテストを行い、その結果を踏まえてE C指令違反の問題は論ずる必要がないものとして言及を避けた。

両判決の理論構成は、ともに原告の主張に基づき、所得保障給付の在り方が憲法またはE C指令のいずれか一方（または両方）に抵触するか否かを検討するという形を採っている。法技術的な観点からは、国内法たる憲法との抵触が認められた以上、裁判所は必ずしもE C指令違反か否かにまで踏み込んで判断を示す必要はなかったものと言うことができる。その意味において、結論に至る過程でE C指令違反の問題に言及しなかった Healy 事件判決の立場は妥当なものであると思われる。

第二点目は、憲法第41条第3項第1号の解釈の問題である。

Hyland 事件の高等裁判所判決では、憲法第41条第2項第2号と同条第3項第1号との関係につき、後者に優越的な価値を認めた⁽⁴⁰⁾。このことは、立法政策の上で様々な諸要因を考慮すべき所得保障の領域においても、身分法関係の領域の場合と同様⁽⁴¹⁾、制度設計にあたっては「婚姻制度を特別な注意をもって保護し、かつ攻撃からそれを守る」⁽⁴²⁾という家族政策の基本理念から逸脱してはならない

ということを意味する。

Hyland 事件の判断枠組を踏襲した Healy 事件においても、アイルランドにおける所得保障に関する法政策は、憲法第41条第3項第1号のテストをクリアする必要があること、すなわち婚姻制度の保護に配慮する必要があることが確認された。

そこで次に、アイルランドの所得保障法制における婚姻制度の保護の概念が問題となる。この問題を検討する際に参考となるのが、社会福祉法（Social Welfare Acts）に規定された諸給付の存在である。

前述のように、Hyland 事件において国側は、婚姻関係にある夫婦に対する様々な経済的な優遇措置の存在を考慮することなく、失業扶助の事案のみを取り上げて既婚者以外の者と比較することはできない旨の主張を行った。その具体例のひとつに挙げられたのが、社会福祉法に基づき既婚者のみに受給権が付与される拋出制または無拋出制の、寡婦に対する年金・遺棄された妻に対する給付（benefit）または手当（allowance）・囚人の妻に対する給付または手当の存在である。

しかし Barrington 裁判官は、これらは（所得保障給付の減少分を）十分に相殺するものであるか疑わしいとの観点から国側の主張を斥けた。これにより、ある所得保障給付が婚姻制度の保護に反するか否かを判断する場合、他の社会福祉法や家族法上の諸規定、あるいは税制などを総合的に勘案するのではなく、婚姻関係にある夫婦と婚姻外同棲のカップルそれぞれに対する給付内容それ自体を直接比較する方法が採られることとなった。

一方、社会福祉法上、出産手当（maternity allowances）および出産一時金（maternity grants）の受給資格は、既婚か独身かを問わず、すべての母親（mothers）に付与されている⁽⁴³⁾。また、児童手当（children allowances）も、婚内子か婚外子かを問わずに支給される⁽⁴⁴⁾。更に、社会扶助手当（social assistance allowances）については、遺棄された妻・囚人の妻・寡婦と同じ受給資格を有するとの規定が設けられている⁽⁴⁵⁾。

未婚の母に支給される諸給付は憲法第41条第3項第1号に違反するのではないかとの主張に対して、裁判例は、これらの諸給付は子どもを中心とするものであり、婚姻制度の攻撃としての性格を有するものではないと否定的に解している⁽⁴⁶⁾。

これらのことから、現在までの裁判例が示した「所得保障法制における婚姻制度の保護」の概念には、「（生活上のニード充足にかかわる）所得保障の領域においては、法律婚に基づく家族とそれ以外の家族とを必要に応じて同等に扱うことは、必ずしも婚姻制度の保護に反するものではない」⁽⁴⁷⁾ という所得保障制度の目的に関する要素と、「ある特定のスキームの受給資格および給付内容を、婚姻関係にあり同居中の夫婦と婚姻外同棲のカップルとで比較した場合、前者に対

して少なくとも不利なものとなつてはならない」という衡平に関する要素とが含まれているものと解することができる。

第三点目は、このような婚姻制度の保護が、その後の所得保障法制の在り方に与えた影響である。

Hyland事件を契機に行われた1989年の法改正により、1989年社会福祉（第2号）法（Social Welfare (No.2) Act 1989：以下、「1989年法」と略）が制定された。同法において新たに「夫婦（couple）」の定義規定が設けられ、1985年法第12条における夫婦の概念には、婚姻関係にある者とともに「婚姻関係にはないが夫婦として同居している者（a man who are not marreid to each other but are cohabiting as man and wife）」⁽⁴⁸⁾ も含まれることが明示された。この夫婦概念は、1991年の法改正により社会福祉法上の他のスキームにも採用されることとなった⁽⁴⁹⁾。

このような形で政府は、婚姻外同棲のカップルにまで同項における夫婦の概念を拡張し給付額に上限を設けることをもって、所得保障法制における婚姻制度の保護を図った。この措置がアイルランドにおける所得保障の法と法政策の在り方に与える影響として、次の2つを挙げることができる。

第一に、給付の算定方法にかかわる問題として、女性の労働市場への参入に対するインセンティブの問題が生じる。

79年第7号指令に基づき制定された1985年法では、婚姻関係にあり同居中の夫婦においては原則的に男性を扶養者とみなすとの従前の規定が廃止された。それと同時に、失業扶助の申請者に配偶者がある場合には、配偶者に対する所得保障給付の給付額と申請者に対する失業扶助の給付額との合計額に一定の上限を設け、それを超過する場合には失業扶助を減額するものとされた。また、1989年法および1991年法は、E C指令における男女平等待遇の原則を維持しつつ前述の裁判所の判断に対応するために、この算定方法の適用対象者を広げる法政策を選択した。

夫婦を単位とするアイルランドの算定方法については、既婚女性の労働市場への参入に対して抑制的な効果（disincentive effects）をもたらすとの指摘がなされている⁽⁵⁰⁾。この前提に立つのであれば、1985年法により夫婦を単位とする算定方法を導入し、更にその後の法改正で適用対象者を拡大したことは、アイルランドにおける女性の労働市場への参入率の推移に一定の影響を及ぼしてきたものと言することができる⁽⁵¹⁾。

しかしこの点に関しては、女性に対する所得保障政策と労働市場政策の関係の問題という観点から、なお詳細な理論的および実証的な分析を要しよう。

第二に、婚姻外同棲カップルの取り扱いにかかわる問題として、所得保障法制における同居（cohabitation）の概念をめぐる問題が生じる。

オーストラリアの1991年社会保障法とは異なり⁽⁵²⁾、アイルランドの社会福祉法には英国法と同様、同居の定義に関する明文規定は存在していない。そのため、具体的に婚姻外同棲のケースを判断する際には、同居の概念をいかに解釈すべきかが問題となる。この点に関連する裁判例に、次の *Foley v. Minister for Social Welfare* 事件の高等裁判所判決⁽⁵³⁾がある。

1981年社会福祉（統合）法には、拠出制の寡婦年金の受給者が男性と夫婦として同居している場合には受給資格を喪失するという、いわゆる *cohabitation rule* に関する規定が設けられている⁽⁵⁴⁾。原告の女性は同年金を受給していた。しかし、原告が男性と原告の家で性的関係を伴う同居生活を営んでいたことから、社会福祉省は受給資格を喪失したものと見なし同年金の支給打ち切りを決定した。そこで原告は、男性から金銭扶養がなされていなかったことを理由に、社会福祉省による受給資格喪失の決定は不当であるとして司法審査手続の申立てを行った。

これに対して高等裁判所のGannon裁判官は、条文の文理解釈に基づいて社会福祉省の決定を支持した。すなわち、社会福祉法上の同居概念は（寡婦の経済的なニード充足という）同スキームの制度目的に照らして確定される必要があるとの解釈論は採用されなかった⁽⁵⁵⁾。高等裁判所が示した社会福祉法上の同居概念については、英国⁽⁵⁶⁾ およびオーストラリアの所得保障法制における同居概念との類似性を指摘することができよう。一方、カナダの *Re Proc v. Minister of Community and Social Services* 事件⁽⁵⁷⁾ においてオンタリオ州の高等裁判所が示した同居概念の解釈とは、対照的なものとなっている。

このFoley事件により、社会福祉法上の同居概念は金銭扶養の有無のみにより確定され得るものではないことが示された。アイルランドの家族法には、婚姻外同棲の男女間で扶養請求を行うための法的手続は存在しない⁽⁵⁸⁾。しかし所得保障の法領域においては、扶養に関して私法的な保障が存在しない婚姻外同棲の男女も、夫婦間扶養の存在を前提とする婚姻関係と同様に扱われることが明らかとなった。

したがって、個々の婚姻外同棲のケースが社会福祉法上の同居にあたるか否かは、現実に営まれている共同生活の実態から総合的に判断され⁽⁵⁹⁾、扶養関係はその判断材料のひとつに位置づけられることとなる。このことから今後、アイルランド社会において家族形態の多様化が進展した場合には、申請者のプライバシー保護と不正受給防止の両者を考慮に入れつつ、同居の具体的な判断基準としていかなる要素を重視すべきかが問題となろう⁽⁶⁰⁾。

(38) Whyte, G., *Council Directive 79/7/EEC in Ireland*, in *SEX EQUALITY, COMMUNITY*

- RIGHTS AND IRISH SOCIAL WELFARE LAW: THE IMPACT OF THE THIRD EQUALITY DIRECTIVE, *id.*(ed.) (1988),at 52.
- (39) *Id.* See,also, Cullen,H.,*Subsidiary Women*,16 Journal of Social Welfare and Family Law 407 (1994); Ellis,E.,*The Definition of Discrimination in European Community Sex Equality Law*,19 European Law Review 563 (1994);Fredman,S.,*European Community Discrimination Law*,21 Industrial Law Journal 119 (1992); Herbert,F.,*Social Security and Indirect Discrimination* ,in EQUALITY OF TREATMENT BETWEEN MEN AND WOMEN IN SOCIAL SECURITY, McDrudden,C. (ed.) (1994); Sohrab,J.A.,*Women and Social Security: The Limits of EEC Equality Law*, 16 Journal of Social Welfare and Family Law 5 (1994).
- (40)第42条 第2項 第2号については、具体的な判断基準としての明確性を欠くことから、その適用には困難を伴うことが指摘されている (Casey,*supra* note (6),at 495)。
- (41)アイルランドの家族政策においては、伝統的に、「婚姻に基礎を置く家族」の保護に関する極端に厳格な政策 (an over-rigorous policy) が採用されてきた (Duncan,W., *Supporting the Institution of Marriage in Ireland*, 13 Irish Jurist(n.s.) 215,222 (1978)) 。このことは、身分関係の法領域において顕著であった。婚姻外の家族関係、とりわけ親子関係に対する差別の問題につき、拙稿前掲註(1) (1993) を参照。
- (42) 前掲 註(4)
- (43) Social Welfare (Consolidation) Act 1981,ss.24-28,104-6.
- (44) *Id.*,s.224.
- (45) *Id.*,ss.195-97.
- (46) MacMathuna v. Attorney General [1989] I.R.504.
- (47) Duncan,*supra* note(41),at 228.
- (48) Social Welfare (No.2) Act 1989,s.1(b).
- (49) Social Welfare Act 1991,ss.45-48.
- (50) Cousins,*supra* note(21).
- (51)1980年代半ばに至るまでのアイルランドの女性労働の動向につき、拙稿前掲註(1) (1996) を参照。
- (52) Social Welfare Act 1991,s.4.
- (53) [1989]I.L.R.M.169.
- (54) Social Welfare (Consolidation) Act 1981,s.92(3).
- (55)性的関係と金銭的関係の両者の存在が必要であるとの見解につき、以下参照。
Whyte, G.,*Law and Poverty in Ireland*,in Duncan (ed.),*surpa* note(1),at 96; *id.*,*supra* note(21),at 194.
- (56) 英国の社会保障法制における同居 (living together) 概念をオーストラリア法との比較において検討する論稿として、Harris,N.,*Unmarried Cohabiting Couples and Social Security in Great Britain*, 18 Journal of Social Welfare and Family Law 123 (1996) を参照。
- (57) (1975) 53 D.L.R.(3d) 512.
- (58) Duncan,W.,*Family Law in the Republic of Ireland*,in FAMILY LAW IN EUROPE, Hamilton,G. and Standley,K.(eds.)(1995),at 259.

(59) 英国の社会保障法制において同居と認定されるための主なファクターとして、Ogus, A. and Barendt, E., *THE LAW OF SOCIAL SECURITY* (3rd ed. 1988) は、次の6つを挙げる (at 355-57)。同一世帯の成員 (members of same household)、継続期間、金銭扶養、性的関係、子ども、社会的認知 (public acknowledgement)。

(60) See, Harris, *supra* note(56); Whyte, *supra* note(21)。

五 小括

上述のように、アイルランドの所得保障法制は歴史的な経緯から、英国法の影響を受けて基本的な体系が形成された。その後、1980年代半ばにE C指令に伴う法改正が行われ、男女の性別や婚姻上の地位を理由とした差別的取扱いの是正が図られた。

所得保障法制における男女の受給資格の平等化は、一方において受給権者の増加を意味する。そこで政府は、失業扶助の受給者が配偶者と同居している場合には夫婦に対してなされる所得保障給付の合計額に上限を設け、それを超過した際には同扶助を減額することで財政支出の増加の回避を図った。E C指令が求めた社会保障の分野における男女平等と、財政支出の増加の回避とを両立させるための同様の方策は、他のスキームにも導入された。

しかし夫婦を単位とするかような法政策に対して、裁判所は、婚姻外同棲のカップルに有利に作用するとの観点から、憲法第41条第3項第1号の婚姻制度の保護に反するとの判断を示した。この裁判所の判断を受けて政府は1989年と1991年に法改正を行い、社会福祉法上の夫婦概念を婚姻外同棲に拡張することで対応した。

このように、アイルランドではHyland事件を契機として、所得保障について伝統的な家族モデルに適合しない婚姻外同棲のカップルを原則として考慮の外に置くのではなく、夫婦概念の拡張によりその存在を社会的事実として認めようとして統制を図る（生活実態から「夫婦」として認めようとして給付額を制限する）との方向が採られることとなった。

このことは、一般に起草当時のカトリック教会の家族観を反映したものと説明される憲法の家族条項が⁽⁶¹⁾、結果的に非伝統的家族関係 (non-traditional families) を政策目的に応じて制度化するための有力な根拠とされたことを意味する。

すなわち、「家族と婚姻についてのまったく伝統的な見解」⁽⁶²⁾ の表明と評される憲法第41条が、扶養に関する私法的な保障が存在しない婚姻外同棲のカップルであっても、所得保障法制においては個人単位ではなく婚姻関係にある夫婦と同

様に取扱う（前者に対する給付内容を後者よりも有利なものとしな）との政策形成を通じて、家族法の領域とは別に社会保障の観点から社会的事実としての非伝統的家族関係に対して一定の国家的介入を行う機能を果たしたものであるとすることができよう。

アイルランドでは現在、国民の約9割がカトリック信者である。また、社会学的な分析によると、アイルランド社会におけるカトリック教会の権威はなお高いとされる。しかし1995年11月に実施された、離婚を承認する国内法の制定を禁ずる憲法第41条第3項第2号の改正の是非を問う国民投票では、カトリック教会の反対にもかかわらず改正支持が50.28%を占めた⁽⁶³⁾。離婚に対する社会的受容の存在を示したこの投票結果を受けて、1996年11月にはアイルランド初の離婚法が成立するに至った⁽⁶⁴⁾。同法は1997年2月から施行されることとなっている。

離婚の自由化を契機として、アイルランドにおいても家族形態および家族関係に対する意識の多様化が一層進展するものと考えられる。今後予想される家族形態と生活実態の変化に対して、アイルランドの社会保障・社会福祉の法と法政策はいかなる対応を示すのか。また、児童保障の法領域は非伝統的家族関係の増加に伴いいかなる展開を見せるのか。

既に家族形態の多様化が進み、家族をめぐる法と法政策の改革が推進されている英国法およびオーストラリア法との比較において分析を加え、検討を進めて行くこととしたい。

(61)この点につき、拙稿 前掲註(1)(1993)を参照。なお、家族条項については憲法の起草者 Eamon De Valeraの家族観の影響も無視し得ない。この点につき、以下参照。Lee, J., IRELAND 1912-1985: POLITICS AND SOCIETY 206-7; Scannell, Y., *The Constitution and the Role of Women, in DE VALERA'S CONSTITUTION AND OURS*, Farrell, B. (ed.) (1988).

(62) O'Connor, P., KEY ISSUES IN IRISH FAMILY LAW 174 (1988).

(63)同項の改正を問う国民投票は1986年にも実施されたが、当時の改正支持率は36.5%であった。1980年代から90年代にかけて離婚に対する社会意識が変化したことを示すものであろう。なお、1986年の国民投票に関する社会学的な分析として、Dillon, M., *DEBATING DIVORCE* (1993)を参照。

(64) Family Law (Divorce) Act 1996.

社会保障法と家族の在り方とは密接な関係にある。アイルランドでは、憲法の家族条項である第41条が社会保障の法政策に大きな影響を与えてきた。本稿では、アイルランドの社会保障法を考察するための基礎的な作業として、判例を素材に憲法第41条が所得保障制度の在り方に与えた影響を検討した。